

# 近文地区防災計画

## 1 目的

近年、地球規模での気候変動から、全国各地で台風や豪雨、豪雪による災害が頻発している。これまで旭川市では、大きな地震が発生しなかったことや、全国と比較して台風による被害が少ないという地理的特性から、「旭川市は災害がないまわ」という認識を持っている市民も多い。しかし、天災地変は時どき起こり得るものであり、日頃からの「備え」が重要である。また、行政の支援にも限りがある。このことから、災害による被害を最小限に抑制するためには、地域住民の連携・協力による組織的行動が不可欠である。

本計画は、近文地区的住民等による自発的な防災活動に関する事項を定め、計画に基づく防災活動を実施することで、安全で安心して暮らすことができる近文地区的地域づくりを目指すものである。

令和7年3月 近文地区防災会議

### 【基本方針】

**「大丈夫」 声をかけ合い 支え合い  
~絆の深さが命を救う~**

## 2 地区の特性

近文地区は、市の中心部から北西方向に位置し、四大河川が合流する石狩川に隣接した地区である。道道近文停車場線（巖山通）沿いには、大型ショッピングセンターや家電量販店が立地しているほか、域内及び近隣には高等学校やアイヌ記念館、国立大学などの教育文化施設が設置されている。また、旭川鷹栖ICへのアクセスが良く、バス路線やJR近文駅など、交通の利便性が高い地区である。

旭川新道より北側は小高い丘陵地となっており、住宅地が形成されている。近文地区内には、住宅が密集し、幅員が狭い道路が多く袋小路も存在する。また、高台になっている旭岡は避難ルートが少なく、勾配もあるので避難しづらいという特性がある。

また、ウツベツ川や近文オホーツク川、オホーツク川と石狩川の合流地点に近い区域は、地形上、浸水被害を受けやすい区域である。

令和7年3月現在の近文西地区の人口は4,572人、世帯数は2,500世帯、近文東地区の人口は5,565人、世帯数は3,195世帯となっている。

また、高齢化率は近文西地区が38.6%、近文東地区が33.8%と、市全体の35.5%と同程度であり、避難行動要支援者の人数は近文西地区が80人、近文東地区が94人となっている。

防災体制の構築に向け、住民人口の高齢化等も大きな課題であり、将来の地域防災力の低下が懸念される。

\* 人口、世帯数、高齢化率については、各地区の市民委員会別世帯数及び人口（令和7年3月現在）により算出

\* 避難行動要支援者の人数は令和7年3月現在



## (1) 過去の災害歴

過去に数回、近文町25丁目が水に浸かったことや、床上・床下浸水の経験をした地区住民もいる。また、令和6年7月の大雨で、近文町12丁目で道路冠水したという災害歴がある。



※ 外水氾濫 大雨等により河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤するなどして浸水すること。  
内水氾濫 大雨等により下水道や水路などから水が溢れ、浸水すること。

## (2) 今後の災害想定

石狩川沿いは、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫線）又は家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に指定されており、石狩川、ウツベツ川、近文オホーツカ川等、大小河川の氾濫による浸水被害が想定される。

住宅が密集していることや避難時に注意を要する近文アンダーバス、また、線路等で道路が分断されることにより、避難経路として使用できないことも想定される。

市内の他地区よりも降雪が多いため、冬期間の大規模停電（ブラックアウト）に備えておく必要がある。

## 3 平常時の活動

### (1) 組織体制

#### 近文地区防災会議

(構成)

北星まちづくり推進協議会

近文西地区市民委員会

近文東地区市民委員会

近文・川端地区市民委員会

近文地区社会福祉協議会

近文小・北門中・明成高校

旭川市消防団第23分団

近文地区女性防火クラブ

北星・旭星地域包括支援センター

イオンモール旭川西

町内会・自主防災組織

関係団体・事業者

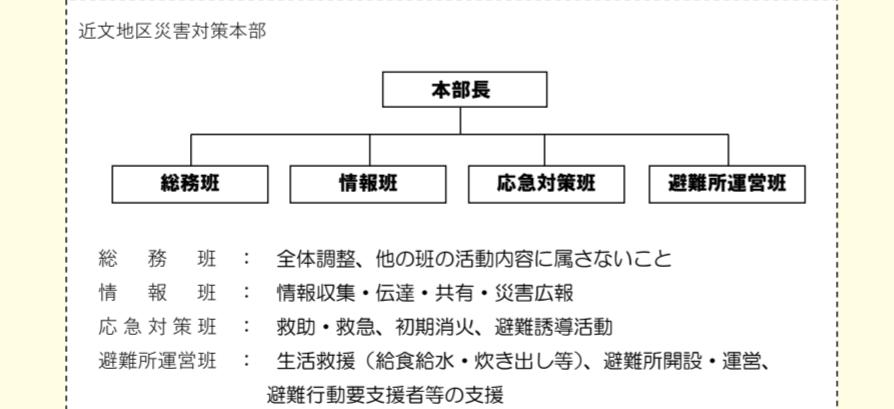


## 4 災害時の活動

### (1) 災害体制（組織と役割分担）

#### ア 近文地区災害対策本部

近文地区防災会議は、必要に応じ、近文地区的避難所内に会長を本部長とする「近文地区災害対策本部」を設置し、本部員として必要と認める者を招集する。近文地区災害対策本部を設置した旨を旭川市防災課に連絡する。



#### イ 自主防災組織（町内会）

近文地区的各自主防災組織（町内会）は、各自主防災組織（町内会）が定める計画等に基づき、担当区域の住民の安全を確保する。

#### ウ 学校・施設・事業者等

近文地区的各学校・施設・事業者等は、各自が定める避難確保計画等に基づき、児童生徒や利用者、従業員等の安全を確保する。

### (2) 情報収集・伝達・共有・災害広報

近文地区の被災状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を行う又は必要な支援を受けるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

#### ア 近文地区災害対策本部

近文地区災害対策本部は、近文地区的被害状況や避難状況についての情報を集約し、防災関係機関に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出動を要請する。

#### イ 自主防災組織（町内会）

近文地区的各自主防災組織（町内会）は、担当する区域の被害状況や避難状況について、近文地区災害対策本部に報告するとともに、必要と認める情報を住民に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出動を要請する。

#### ウ 学校・施設・事業者等

近文地区的各学校・施設・事業者等は、被害状況や避難状況について、近文地区災害対策本部に報告するとともに、必要と認める情報を、児童生徒や利用者、従業員に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出動を要請する。

### (3) 救助・救急、初期消火

#### ア 救助・救急

建物の倒壊、落下一物等により救出、救護を必要とする者が生じた場合は、直ちに救出・救護活動を行なう。負傷者が医師の手当をするものと認めた時は、医療機関又は防災機関が設置する応急救護所に搬送する。

#### イ 初期消火

火災が発生した場合は、各家庭や事業所、施設等の消火器や水バケツ、自主防災資機材等を用いて、初期消火を行うとともに、直ちに消防機関に通報する。

#### ウ 避難誘導活動

避難情報（高齢者等避難、避難指示）が発令された時は、自主防災組織（町内会）や学校、施設、事業所等は、それぞれの避難計画に基づき、開設されている避難所や避難場所等への避難誘導を行うものとする。

#### エ 危険を感じた場合は、避難指示等が発令される前でも、自主的に避難活動を開始する。

#### オ 危険レベル2以下の内水氾濫の場合

#### （参考）避難所開設・運営マニュアル（旭川市HP）

### (4) 避難誘導活動

避難情報（高齢者等避難、避難指示）が発令された時は、自主防災組織（町内会）や学校、施設、事業所等は、それらの避難計画に基づき、開設されている避難所や避難場所等への避難誘導を行うものとする。

#### ウ 危険を感じた場合は、避難指示等が発令される前でも、自主的に避難活動を開始する。

#### オ 危険レベル2以下の内水氾濫の場合

#### （参考）避難所開設・運営マニュアル（旭川市HP）

### (5) 生活救援（給食給水・炊き出し等）

近文地区災害対策本部は、自主防災組織（町内会）や学校、施設、事業所等と協力して、市から供給された支援物資や地域内の住民等から提供を受けた食糧等の分配、給食給水、炊き出し等を行う。

### (6) 避難所開設・運営

近文地区災害対策本部は、旭川市や自主防災組織（町内会）、学校、施設、事業所、災害ボランティア等と協力して、避難所の開設運営を行なうものとする。

#### ウ 川端・北星地区等の他地区に避難所を開設した場合は、他地区的防災組織と協力して避難所の運営を行なうものとする。

#### （参考）避難所開設・運営マニュアル（旭川市HP）

### (7) 避難行動要支援者等の支援

避難支援者は、個別避難計画に基づき避難行動要支援者の避難支援を行なうとともに、旭川市や自主防災組織（町内会）、学校、施設、事業所、災害ボランティア等と連携して、避難生活の支援を行なうものとする。

#### ウ 学校・施設・事業者等

近文地区的各学校・施設・事業者等は、被害状況や避難状況について、近文地区災害対策本部に報告するとともに、必要と認める情報を、児童生徒や利用者、従業員に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出動を要請する。

#### （参考）避難行動要支援者等の支援

### (8) 自主防災組織体制について

近文地区（近文西・近文東地区市民委員会に該当する町内会）の自主防災組織は、次のとおりである。

No	組織名	構成町内会
1	旭岡静望町内会	旭岡静望
2	東栄錦町内会・錦栄町内会自主防災会	錦栄 東栄錦町
3	錦町・東近文町内会	錦町 東近文
4	錦西自主防災会	錦西
5	緑会町内会自主防災会	緑会
6	新緑町内会自主防災会	新緑

\* 自主防災組織名及び構成町内会については、旭川市に届出されている自主防災組織結成届出書を参考に記載しています。

組織名及び構成町内会等、自主防災組織の内容に変更が生じる際は、旭川市防災安全部防災課に「自主防災組織変更届出書」を届出する必要があります。

### (9) 自主防災資機材・井戸について

近文地区に整備されている自主防災資機材及び井戸は、近文地区防災マップを参照してください。

### ●河川の水位と危険レベル

#### 氾濫発生

#### 氾濫危険水位

#### 避難指示を発令する目安

#### 氾濫判断水位

#### 高齢者等避難を発令する目安

#### 氾濫注意水位

#### 洪水注意報の発表基準、水防機関が出動する目安

#### 消防待機水位

#### 水防機関が水防出動のため待機する目安

#### 普段の水位

#### 水防待機水位

#### 水防機関が水防出動のため待機する目安

#### 水防待機水位

#### 水防機関が水防出動のため待機する目安

#### 水防待機水位

#### 水防機関が水防出動のため待機する目安

#### 水防待機水位

#### 水防機関が水防出動のため待機する目安

#### 水防待機水位

</

# 近文地区防災マップ

## 凡例

	指定避難所
	指定緊急避難場所
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)
	過去の災害で冠水した道路 (住民聞き取り)
	自主防災資機材 (I型) 有消火ポンプ有
	自主防災資機材 (II型) 有消火ポンプ無
	防災井戸 I型資機材利用



## 旭川市関係機関

火災・救急・救助
<b>119番</b>
避難所・災害全般
道路冠水・崩壊
河川溢水・護岸崩壊
内水氾濫・水道水濁り
避難行動要支援者

内容	問合せ先	電話番号
避難所・災害全般	防災安全部防災課	25-9840
道路冠水・崩壊	土木事業所 土木管理課	25-5375
河川溢水・護岸崩壊		36-2244 25-9795
内水氾濫・水道水濁り	水道局管路管理課	24-3166
避難行動要支援者	福祉保険部福祉保険課 防災安全部防災課	25-6425 25-9840

## ライフライン関係機関

内容	問合せ先	電話番号
停電	停電情報フリーコール	0120-165-597
	北電(株)道北統括支店	0120-06-0124
電話の不通、電話線破等	113センター	113
	携帯電話・PHS ひかり電話・インターネット	0120-444-113 0120-000-113
LPガス漏れ・ボンベ破損	北海道LPガス協会上川支部	46-3220
都市ガス漏れ	旭川ガス(株)	45-2800

## 指定避難所及び指定緊急避難場所 (屋内・屋外)

内容	施設名	所在地
指定避難所	近文小学校	緑町17丁目
	北門中学校	錦町15丁目
	明成高等学校	緑町14丁目
指定緊急避難場所 (屋内)	イオンモール旭川西店 (3階駐車場、屋上駐車場)	緑町23丁目
指定緊急避難場所 (屋外)	旭岡公園	旭岡5丁目